



良好な景観のために

～屋外広告物のルールを守りましょう～

- 屋外広告物法では、次の4つの要件を満たすものを屋外広告物としています。
- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
 - ②屋外に表示されるもの
 - ③公衆に表示されるもの
 - ④はり紙、はり札、立看板や広告旗、広告塔、広告板、建物そのほか工作物などに表示、設置されたものなど、これらに類するもの

●屋外広告物のルール

屋外広告物には、美しい街並みや自然、歩行者などの安全を守るためのルールがあります。その中でも、屋外広告物事業者だけではなく、一般の方にも注意していただきたいものがあります。

原則として全ての広告物を表示・設置できないもの(禁止物件)の主な例

「はり紙、はり札、立看板、広告旗、広告板など全てのものを掲出できません」



*禁止物件に屋外広告物を掲示することは、まちの景観を著しく損なうとともに、歩行者などの通行上大変危険です。

●イベント開催などのために民地などで告知を行う場合にも屋外広告物の申請が必要です。

●表示または掲出できる期間

- はり紙、はり札……………1カ月以内
- 立看板、広告網(のぼり旗など)……………6カ月以内

●禁止物件に屋外広告物を掲出しているときは、市が撤去を行う場合があります。

市では警察、九州電力、NTTと協力して違反広告物の撤去を行っています。



●違反広告物を掲出した方には罰則があります。

禁止物件に屋外広告物を設置したり、無許可で掲出したりすることはできません。これに違反した場合は県条例により罰せられることがあります。(30万円以下の罰金)

「自分が出している広告物は表示ができる場所なの

か?」「自分が貸している土地に広告物を掲出する予定があるが、申請は必要ないのか?」などのルールを確認する必要があります。

屋外広告物を表示する前には、必ずお問い合わせください。

【問合せ】＝本庁都市計画課 ☎(23)5111(内線3423)

あなたの周りの景観は？

あなたの自宅や庭も、景観の大切な構成要素です。



景観とはその場所の風景だけではなく、そこに住む人々の気持ちや取り組みが映し出されるものです。

薩摩川内市ふるさと景観計画は、①周辺の景観環境を保つ(保ちたい) ②市民誰もが誇りに思う景観資源を守る(守りたい) ③後世に伝えたい景観づくりを心掛ける(伝えたい) ④市民、事業者および市などが常に景観形成を意識する(つくりたい)の4つを市民協働の基本としてい

ます。

この内、①周辺の景観環境を保つ(保ちたい)については、日々の生活の中で市民一人一人が身近なところで、景観に配慮し、美しい生活環境や景観を維持していくことが大切です。

あなたの身近なところから、景観づくりを進めていきませんか。

身近なところから始めてみよう



玄関先を掃除するついでに前の歩道にも気を配るだけで、通る人が心地よく思える空間を作ることができます。



庭木の手入れを適切に行い、わずかなスペースにも緑を取り入れることで、ゆとりある空間の創出と演出ができます。



地域で行う美化活動に参加すると、美しい景観が保たれるだけでなく、地域の人々とのコミュニケーションも生まれます。



美しい景観でも、ゴミの不法投棄などが行われることで、その美しさが半減します。このような行為を未然に防ぐこと、不法投棄をしない、させないことも大切です。